

任意継続組合員加入申出手続について

令和8年3月31日付けで退職する方のうち、公立学校共済組合の任意継続組合員制度への加入を希望する方を対象に、任意継続組合員加入申出の事前受付を行います。下記の内容を確認した上で、任意継続組合員加入申出手続の御準備をお願いいたします。

1 退職後の健康保険制度

退職後に加入する健康保険制度には、任意継続組合員のほかにも選択肢があります。退職後どの健康保険制度に加入することになるのか確認してください（→P6 参照）。

2 任意継続組合員加入要件

任意継続組合員制度に加入するためには、下記（1）及び（2）の要件を満たす必要があります。

- （1）退職日までに引き続き1年1日以上共済組合の組合員期間がある方（令和7年3月31日以前に組合員となった方）

※ 上記の組合員期間には、過去に任意継続組合員であった期間は含みません。また、他の公務員共済組合から引き続き組合員となったときは、元の組合の組合員期間を通算します。

- （2）令和8年4月1日付けで他の健康保険制度に加入する予定のない方

次の①～⑤のいずれかに該当する方は、他の健康保険制度に加入するため、**任意継続組合員制度に加入できません**。また、現時点で退職後に加入する健康保険制度について未定の方は、事前受付期間中に加入申出手続を行わないでください。

任意継続組合員の加入申出ができない方

- ① 再任用職員（フルタイム・短時間勤務）として働く方（公立学校共済組合の組合員資格が継続します。）
- ② 臨時の任用教職員・会計年度任用職員（日勤講師等を含む。）として働く方のうち、短期組合員資格取得の要件を満たす方
- ③ 民間企業等（私立学校を含む。）に再就職する方のうち、就職先の健康保険に加入する方
- ④ 家族が加入している健康保険の被扶養者になる方
- ⑤ 後期高齢者医療制度に加入している方

※ 再就職先の勤務形態によっては健康保険制度が適用されず、任意継続組合員制度へ加入できる場合もあります。再就職先の健康保険制度が適用されるかどうか、事前に確認してください。

3 任意継続掛金

- （1）任意継続掛金（月額）の算出方法

算出方法は次のとおりです。ただし、介護掛金は40歳以上65歳未満の方のみが対象です。

- ① 標準報酬月額^{※1} × 短期掛金率 0.0932^{※2} = 短期掛金
- ② 標準報酬月額^{※1} × 介護掛金率 0.01576^{※2} = 介護掛金
- ③ 標準報酬月額^{※1} × 子ども・子育て支援掛金率 0.0023^{※2} = 子ども・子育て支援掛金（仮値） **①+②+③=任意継続掛金（月額）**

※1 標準報酬月額は、次のア又はイのいずれか少ない額になります。

ア 退職時の標準報酬月額

【 組合員配布資料 】

イ 410,000円（令和7年9月30日における全組合員の平均標準報酬月額）

※2 掛金率は令和8年2月時点での予定であり、令和8年度の掛金率は令和8年3月に決定されます。

退職時の標準報酬月額が変更された場合、任意継続掛金を追徴又は還付する場合があります。その場合は、公立学校共済組合東京支部から御連絡します。

(2) 任意継続掛金の概算

任意継続掛金と国民健康保険の保険料との比較（→P7参照）や、給付内容なども考慮した上で、退職後に加入する健康保険制度について御自身で判断してください。任意継続掛金は退職時の標準報酬月額を基に算出されるため、原則として2年目で掛金が大幅に減額されることはありません。

4 掛金の払込・支払方法

年度途中で払込・支払方法を変更することはできませんので、御自身の判断により慎重に選択してください（→P8～10参照）。口座振替払いを選択される場合は、みずほ銀行での手続が必要です。

5 払込取扱票等の送付

払込取扱票等は、公立学校共済組合東京支部から3月中旬以降に順次所属所又は組合員自宅宛て送付します。

6 マイナ保険証及び資格確認書について

任意継続組合員の加入を申し込みされた方は、マイナ保険証の保有状況により、マイナ保険証をお使いいただくか、資格確認書が交付されるかが決まります（→P4～5参照）。

マイナ保険証を保有している方は、令和8年4月1日以降も、マイナ保険証で、退職後すぐにこれまでどおり保険診療を受けることができます。

マイナ保険証を保有していない方は、共済組合が掛金の入金を確認後、資格確認書を組合員自宅宛て送付しますので、送付された資格確認書を医療機関等に提示することで保険診療を受けることができます。

なお、公立学校共済組合が掛金の入金を確認できるまでには、入金後概ね10日前後かかります。

7 その他

(1) 給付金等振込口座の指定

給付金（一部負担金払戻金等）の支給は、組合員本人名義の個人口座に振り込むことによって行います。銀行又はゆうちょ銀行が指定できます。

(2) 被扶養者認定継続の確認

現職時から被扶養者認定を受けている方で、引き続き被扶養者としての要件を備えている場合は、手続することなく任意継続組合員の被扶養者として認定します。

なお、令和8年4月1日に被扶養者が就職する場合や、組合員の退職によって他の扶養義務者の収入の方が高くなる場合は、被扶養者として認定できません。被扶養者認定を継続しない場合は、任意継続組合員被扶養者取消確認書〔用紙No.任継3〕を提出してください。

【 組合員配布資料 】

(3) 加入申出の取下げ

事前受付期間中に加入申出手続を行った後、他の健康保険制度に加入することが判明した場合には、任意継続組合員加入申出の取下げの手續が発生します。また、任意継続組合員として医療機関等を受診した場合には、かかった医療費等を返還していただきます。

8 スケジュール

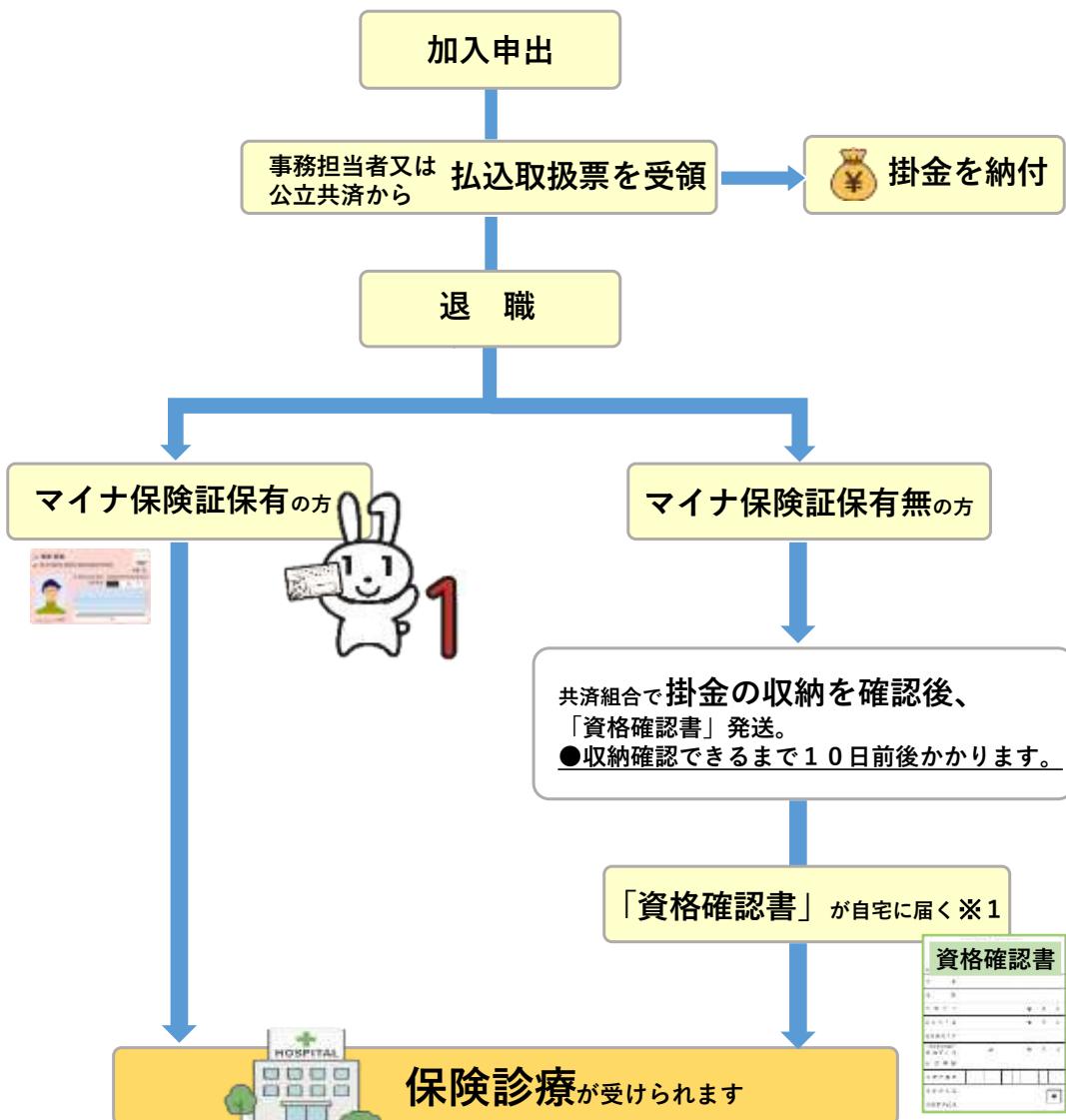
日程	内容	対象者
2月9日～4月20日	任意継続組合員加入申出の受付（必着締切）	全員
3月中旬以降、順次	<u>所属所又は組合員自宅へ</u> 払込取扱票を送付します。払込期日までに掛金を納付してください。	全員
3月中旬以降、順次	<u>掛金入金確認後、順次組合員自宅へ</u> 資格確認書を送付	<u>マイナ保険証 保有無の方</u>
3月31日	<u>掛金の払込期限</u> （半年払いの上半期分／一年払い） ※毎月払い、口座振替払いの方の期限は4月20日	全員
4月1日以降	マイナ保険証又は資格確認書の利用開始可能日 ※資格確認書は掛金の収納確認後に送付します。	全員

加入申出の事前受付手続手順について

手続手順は以下のとおりとなります。

①	<p>【所属所（共済事務担当者⇒対象組合員）】</p> <p>「任意継続組合員申出書」（添付様式）等必要書類を所属所の事務担当者から受取り、必要事項を記入してください。</p> <p>※ マイナ保険証を保有している方には、「資格確認書」は交付しません。「資格確認書」の交付を希望する場合は、この申出書と併せて<u>「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」</u>（公立学校共済組合東京支部ホームページ掲載）を御提出ください。</p>
②	<p>【所属所（対象組合員⇒共済事務担当者）】</p> <p>「任意継続組合員申出書」（添付様式）に必要事項（電話番号、掛金の払込方法等）を記入しているか、添付書類が揃っているかを確認の上、所属所の事務担当者へ御提出ください。</p>
③	<p>【所属所⇒公立共済】</p> <p>「任意継続組合員申出書」等書類を交換便・郵送等で、<u>令和8年2月9日（月）から退職の日から起算して20日を経過する日まで（資格担当必着）</u>に所属所の事務担当者が資格担当宛に提出します。</p>
④	<p>【公立共済⇒所属所（共済事務担当者⇒対象組合員）】又は【公立共済⇒対象組合員】</p> <p>3月中旬以降、順次「払込取扱票」等関係書類を所属所又は組合員自宅宛て送付しますので、払込期日までに払込みをしてください。</p> <p>※ 任意継続組合員になるためには、退職の日から20日以内<u>（令和8年4月20日（月）まで）</u>に、第1回目の掛金の払込みを含めて手続を完了させが必要です。</p> <p>※ 払込期日までに払込みを行わないと、<u>任意継続組合員制度への加入は取消となり、任意継続組合員にならなかつたものとみなされます。</u></p>
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ■ マイナ保険証を保有している方 ⇒令和8年4月1日以降、マイナ保険証で、退職後すぐにこれまでどおり保険診療を受けることができます。 ■ マイナ保険証を保有していない方【公立共済⇒対象組合員】 ⇒公立学校共済組合で掛金の入金を確認後、資格確認書を組合員自宅宛て送付します。資格確認書を医療機関等に提示することで保険診療を受けることができます。 <p>※ <u>銀行での払込後、公立共済で収納確認ができるようになるまでには概ね10日前後かかります。</u></p> <p>※ お急ぎの方は、第1回目の掛金払込みを行い、払込取扱票（振替払込請求書兼受領証）、ATMご利用明細など払込の事実を確認できるものを公立共済の窓口で提示することで、資格確認書を即日交付いたします。</p> <p>なお、公立共済の窓口受付時間は平日の9時から12時、13時から16時30分となっております。</p>
⑥	<p>【委託業者⇒対象組合員】</p> <p>資格情報のお知らせについては、マイナ保険証の有無に関わらず、掛金の入金を確認できた方から、3月下旬以降、委託業者より組合員自宅宛て送付します。</p>

加入申出してから保険診療が受けられるようになるまで



問合せ先

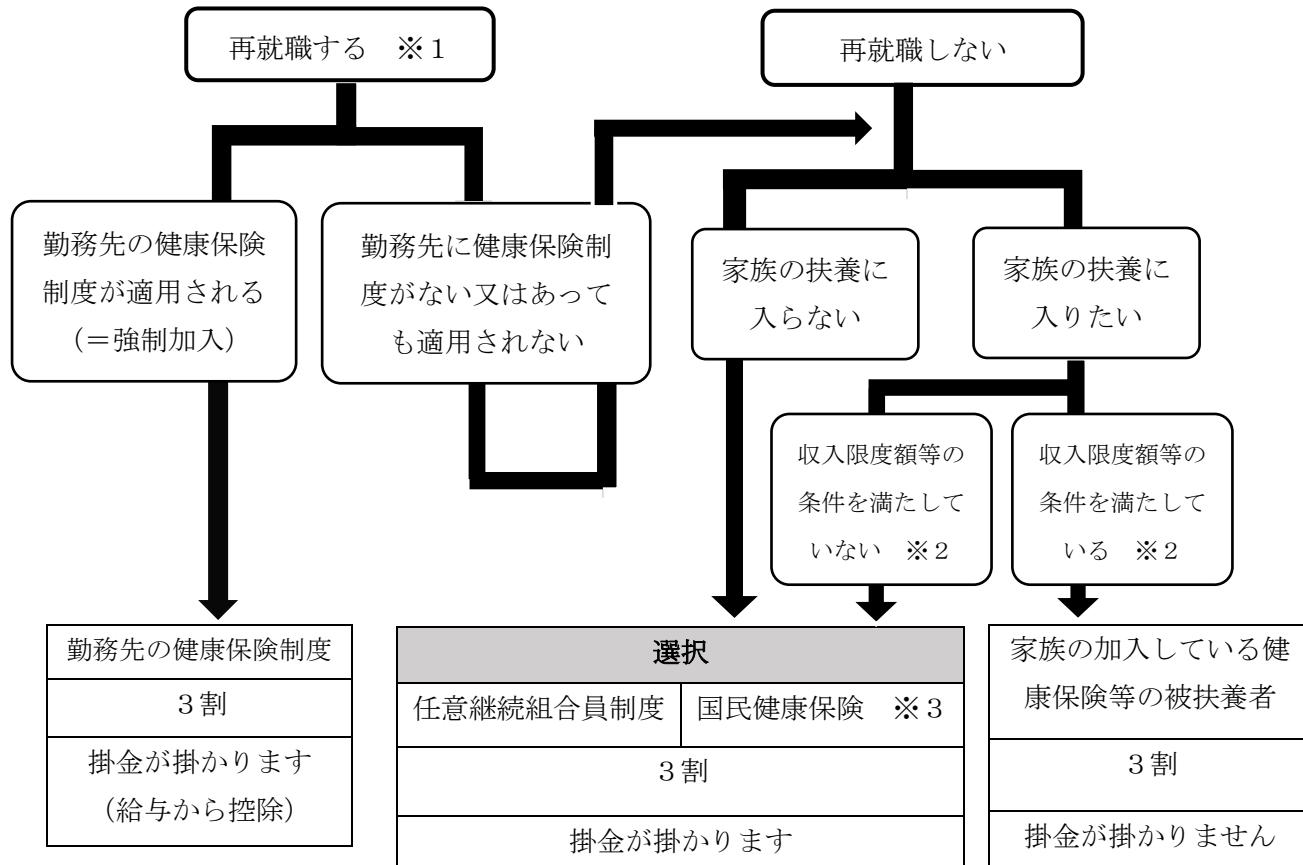
公立学校共済組合東京支部

給付貸付課資格担当 03-5320-6826

【 組合員配布資料 】

退職後の健康保険制度について

退職後は、公立学校共済組合の組合員として医療機関等を受診することができません。退職後どの健康保険制度に加入することになるのか、下記のフロー図で確認した上で、必要に応じて任意継続組合員加入申出手續を行ってください。



※1 再任用職員（フルタイム・短時間勤務）として働く方は、公立学校共済組合員の組合員資格が継続します。

※2 被扶養者の年額収入限度額

区分	年額
① 60歳以上の人	
② 収入の中に障害年金を含む方又は障害年金受給程度の障害を有する人（いずれも年齢の制限なし）	年収180万円未満
③ その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の者（組合員の配偶者を除く。）（②以外の人）	年収150万円未満
④ 上記①, ②, ③以外の人（遺族年金受給者を含む）	年収130万円未満

この他に、月額収入限度額や、別居の場合の送金等の要件があります。

扶養してくれる家族が民間の健康保険制度に加入している場合は、条件が異なることがあります。

それぞれの健康保険制度の被扶養者の条件を確認してください。

※3 国民健康保険については、居住地の区市町村「国民健康保険担当窓口」へお問合せください。

任意継続掛金を試算することができます

退職後に加入する健康保険については、任意継続掛金と国民健康保険の保険料との比較や、給付内容なども考慮した上で、御自身で判断してください。

〈任意継続掛金の計算シート〉

↓入力してください

退職時年齢		歳
現時点の標準報酬月額(短期)※ (不明の場合は、所属所の事務担当者に確認してください。)		円

※現時点の標準報酬月額を退職時の標準報酬月額とみなして試算します。

下記①と②を比較して、少ない方の額に掛金率を乗じた額が1か月当たりの掛金額になります。

① 退職時の標準報酬月額(短期)		円
② 公立学校共済組合の全組合員の平均標準報酬月額 (令和7年9月30日時点)	410,000	円
↓		
③ あなたの掛金算定の基礎となる額は (上記①と②を比較して少ない方の額)		円

※下記の掛金額は概算です。

	掛金算定の基礎となる額		掛金率	(小数点以下切り捨て)	
短期任意継続掛金額	③	×	93.2／1,000	A	円／月
介護任意継続掛金額 (40歳以上65歳未満の場合)	③	×	15.76／1,000	B	円／月
子ども・子育て任意継続掛金額	③	×	2.3／1,000	C	円／月
あなたの1か月当たりの 任意継続掛金額	40歳以上65歳未満の方			A+B+C	円／月
	上記以外の方			A+C	円／月

- ※ 上記掛金率は令和8年2月時点での予定であり、令和8年度の掛金率は令和8年3月に決定されます。
掛金率の決定によって、払い込みいただく掛金が概算結果から変動する可能性がありますので、予め御了承ください。
- ※ 「一年払い」の場合は約2%、「半年払い」の場合は約1%の割引が適用されます。
- ※ 掛金率及び平均標準報酬月額は、原則として年度ごとに見直しがされるため、令和9年度の任意継続掛金は変動することがあります。ただし、任意継続掛金は退職時の標準報酬月額を基に算出されるため、原則として2年目に大幅に掛金が減額されることはありません。
- ※ 遷って退職時の標準報酬月額が変更になった場合には、掛金の追徴・還付が生じことがあります。
- ※ この計算シートは、令和8年度内に75歳に達する方については対応しておりません。

問合せ先

公立学校共済組合東京支部

福利厚生課経理担当 03-5320-6822

【 組合員配布資料 】

任意継続掛金の払込・支払方法を選択してください

◆口座振替払い

みずほ銀行の本人名義口座（普通又は当座預金）から翌月の掛金が引き落とされる方法で、手数料はかかりません。ただし、加入月（令和8年4月分）とその翌月（令和8年5月分）については払込取扱票による払込みとなります。

支払方法	割引率及び引落日
毎月払い 掛金が毎月引き落とされる。	割引なし 毎月25日（みずほ銀行が休日の場合は翌営業日）

※ 口座振替払いを選択した場合、支払方法は毎月払いのみとなります。

◆払込取扱票払い

払込取扱票払いにより払込みをする方法で、所定の手数料がかかります（ただし、みずほ銀行での払込みには手数料がかかりません。）。インターネットバンキング又はATMも利用できます（→P10参照）。

下表を参照しながら、「毎月払い」「半年払い」「一年払い」のいずれかを選択してください。

支払方法 (割引率)	払込期日		
	令和8年3月31日までに書類到着*	令和8年4月1日以降に書類到着*	
毎月払い（割引なし） 掛金を毎月払い込む。	令和8年4月分：令和8年4月20日まで 令和8年5月以降分：対象月の前月25日まで（金融機関休業日の場合は翌営業日）		
掛金を まとめて 前納する。	半年払い 割引率 約1%	令和8年4月分掛金から割引適用 令和8年4月～令和8年9月分： 令和8年3月31日まで 令和8年10月～令和9年3月分： 令和8年9月30日まで	令和8年5月分掛金から割引適用 令和8年4月分： 令和8年4月20日まで 令和8年5月～令和8年9月分： 令和8年4月30日まで 令和8年10月～令和9年3月分： 令和8年9月30日まで
	一年払い 割引率 約2%	令和8年4月分掛金から割引適用 令和8年4月～令和9年3月分： 令和8年3月31日まで	令和8年5月分掛金から割引適用 令和8年4月分： 令和8年4月20日まで 令和8年5月～令和9年3月分： 令和8年4月30日まで

※ 公立学校共済組合への任意継続組合員申出書〔用紙No.任継1〕の到着日によって、掛金の割引適用月数が異なります。

問合せ先

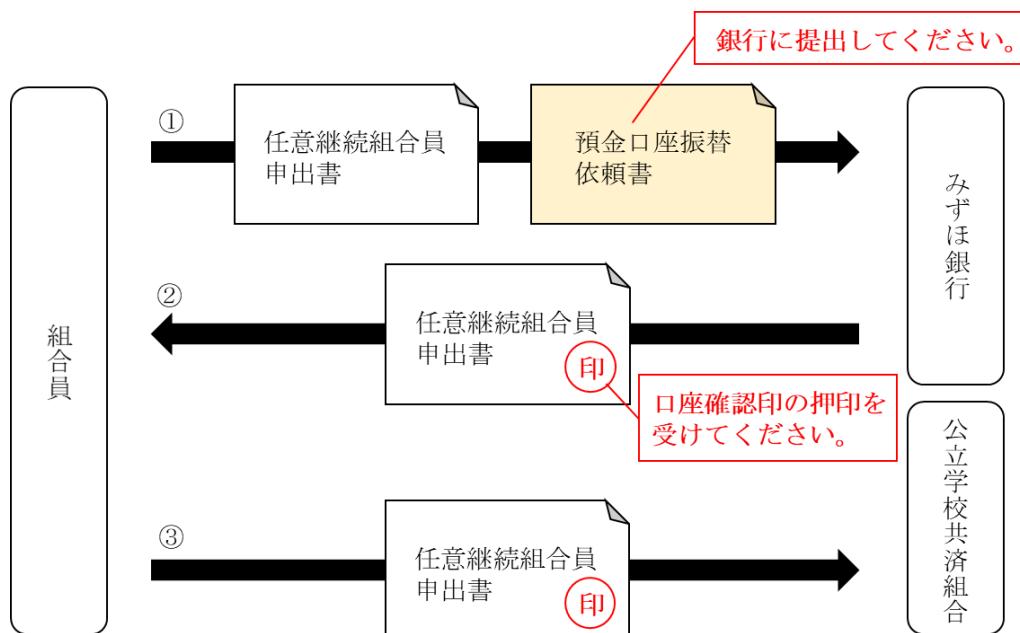
公立学校共済組合東京支部

福利厚生課経理担当 03-5320-6822

払込方法による手続の違いに御注意を

◆口座振替払いを希望する方は…

- ① 任意継続組合員申出書〔用紙 No. 任継 1〕と、預金口座振替依頼書〔用紙 No. 任継 2〕を作成してください。任意継続組合員申出書〔用紙 No. 任継 1〕には、所属所の確認を受けてください。
- ② 任意継続組合員申出書〔用紙 No. 任継 1〕と、預金口座振替依頼書〔用紙 No. 任継 2〕を、みずほ銀行にお持ちください。預金口座振替依頼書〔用紙 No. 任継 2〕は、みずほ銀行に提出してください。
みずほ銀行での口座確認の際、任意継続組合員申出書〔用紙 No. 任継 1〕に口座確認印を受けてください。
- ③ 任意継続組合員申出書〔用紙 No. 任継 1〕を、所属所を通じて共済組合に提出してください。



◆払込取扱票払いを希望する方は…

- (1) 任意継続組合員申出書〔用紙 No. 任継 1〕を作成してください。任意継続組合員申出書〔用紙 No. 任継 1〕には、所属所の確認を受けてください。
- (2) 任意継続組合員申出書〔用紙 No. 任継 1〕を、所属所を通じて共済組合に提出してください。

問合せ先

公立学校共済組合東京支部

福利厚生課経理担当 03-5320-6822

【 組合員配布資料 】

インターネットバンキング又はATMによる振込について

1 振込口座情報：以下の口座に振込みください。

振込する金融機関	右記以外のATM	ゆうちょ銀行ATM ネットバンキング※
金融機関名	みずほ銀行	ゆうちょ銀行
支店名	東京都庁出張所 店番：777	記号：00180-2
口座種別	普通預金	番号：144946
口座番号	3011863	

※ ゆうちょ銀行ATMからの払込については、払込取扱票を利用してください。

2 振込の際、依頼人欄に次の順番で入力してください。

①支払区分コード（2桁）+②任意継続組合員番号（8桁）+③組合員氏名（カタカナ）

①支払区分コード（2桁）

年一括払い：11、半年払い：12、各月払い：13

②任意継続組合員番号（8桁）

ご自身の任意継続組合員番号をご入力ください

③組合員氏名（カタカナ）

▼入力例

①支払方法：各月払い（支払区分コード：13）

②任意継続組合員番号：12345678

③組合員氏名：キヨウサイジロウ

依頼人欄へ入力する内容

⇒「1312345678 キヨウサイジロウ」を入力してください。（スペース不要）

※ みずほ銀行間で振り込まれる場合は、原則として手数料はかかりません。

※ 手数料については、各金融機関に御確認ください。

金額は払込取扱票に記載された金額を過不足なく振り込んでください。



※ 入力漏れ等があると、4月からの保険診療に影響がある場合があります。

問合せ先

公立学校共済組合東京支部

福利厚生課経理担当 03-5320-6822